



(1) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び執行機関の規則（規程を含む。）をいう。

第2条第2項に次の2号を加える。

(4) 申請等 法第3条第8号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。

(5) 処分通知等 法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

第4条第1項から第4項までを次のように改める。

法第6条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、富山県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって、富山県公安委員会等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他富山県警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 第1項に規定する者は、富山県公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、富山県警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記

官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 富山県警察本部長が告示で定める電子証明書（前2号に規定するものを除く。）

(4) 前各号に規定するもののほか、富山県公安委員会等が指定する電子証明書  
第4条第5項中「第1項」を「第2項及び第3項」に、「入力された」を「入力し、又は送信された」に改める。

第8条を第10条とし、第7条中「法第7条第3項」の次に「及び情報通信技術利用条例第4条第3項」を加え、同条を第9条とし、第6条第1項中「前条の」を「法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により」に、「法第7条第1項に規定する電子計算機のうち富山県公安委員会等の使用に係るものから入力して」を「富山県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「法第6条第3項」の次に「及び情報通信技術利用条例第3条第3項」を加え、「前条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（署名等に代わる措置）

**第5条** 法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、富山県警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

**第6条** 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると富山県公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると富山県公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

別表第1に次のように加える。

道路交通法（昭和35年法律第105条）	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項
	第16条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

**附 則**

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

**富山県告示第273号**

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営荻生南部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する

令和3年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営荻生南部地区土地改良事業変更計画書の写し



令和3年3月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士フイルムイメージングシステムズ株式会社

東京都品川区西五反田3丁目6番30号

5 随意契約に係る契約金額

新規用カード（緑） 375,804円

一般用カード（青） 375,804円

優良用カード（金） 375,804円

運転経歴証明書カード 375,804円

カラーインクリボンカセット 81,576円

黒インクリボンカセット 35,640円

ラミネートリボンカセット 128,304円

備考シール 22,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既調達物品等につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
ビジネスチャット導入事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社石川コンピュータ・センター 石川県金沢市無量寺町ハ6-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
76,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号に規定する、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているときに該当するため

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年5月24日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務（サーバ管理分） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県知事政策局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号

## 5 随意契約に係る契約金額

35,961,200円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため